

関東運輸局管内市区町村における 臨時運行許可事務取扱いの調査について

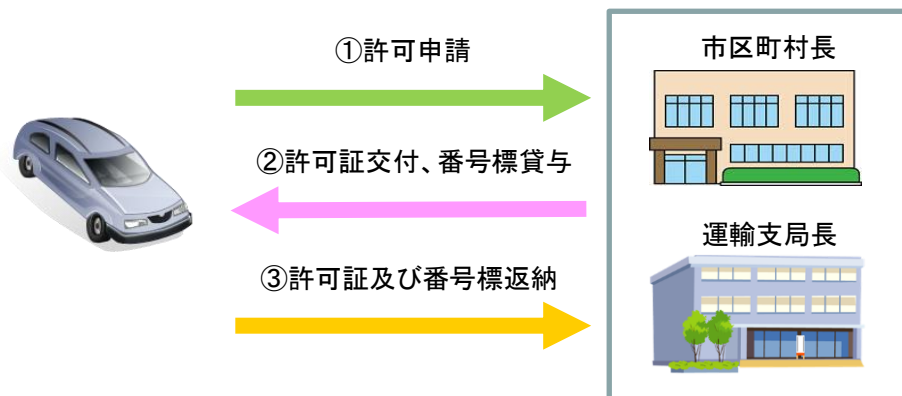
国土交通省 関東運輸局
自動車技術安全部 管理課
令和6年8月

臨時運行許可制度の概要

- 臨時運行許可制度とは、一定の条件のもと、車検や登録を受けていない車両の公道走行を可能とする制度。
- 市役所等に対して事前の許可申請を行い、許可された目的・経路に限って走行することができる。
- なお、走行をする際は貸与された臨時運行番号標(いわゆる「仮ナンバー」)を車両に表示する必要がある。

申請者	誰でも可能
申請先	市区町村及び特別区の長並びに政令で定める町村の長等
許可を行う場合	①車検を受けるために走行する場合 ②登録の申請のために走行する場合 ③封印を受けるために走行する場合 ④その他特に必要がある場合
許可の有効期間	5日以内

【臨時運行許可の流れ】



【番号標様式】



【主な審査事項】

- 運行目的
- 運行経路
- 運行期間
- 保険加入の有無

➤ 調査の背景

- ・令和5年2月に、総務省近畿管区行政評価局より近畿運輸局に対し「仮ナンバー（臨時運行許可番号標）の適切な管理について」のあっせんがあったことを受け、臨時運行許可事務の指定を受けた各市区町村の事務の実態把握を行う必要性が示唆された。
- ・そこで関東運輸局では、管内の臨時運行許可の指定を受けた298市町村を対象に、実態把握のための調査を行った。

➤ 調査の目的

- ・本調査は、関東運輸局管内における臨時運行許可の指定を受けた市区町村の令和4年度における許可事務の実態把握を行うとともに、各自治体における運行目的や違反の傾向等を分析・考察することで、今後臨時運行許可事務の適正な運用に資することを目的とする。

➤ 調査対象

- ・関東運輸局管内の臨時運行許可の指定を受けている298市区町村
※神奈川県足柄上郡中井町は令和5年度より指定のため調査対象外

調査項目

1. 自治体について(自治体名・担当部署名・連絡先・担当職員数)
2. 臨時運行許可事務について
 - 2-1.臨時運行許可番号標保有組数
 - 2-2.運行目的別臨時運行許可件数
 - 2-3.運行目的確認方法(申請書記入を除く)
3. 臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標の返納義務違反について
 - 3-1.返納期間があることの案内
 - 3-2.事由別返納義務違反件数
 - 3-3.期間別返納義務違反件数
 - 3-4.未返納組数
 - 3-5.貸出しできなかった件数
 - 3-6.失効した件数
 - 3-7.期間別返納義務違反者対応方法
 - 3-8.臨時運行許可番号標の回収規定
4. 意見・要望

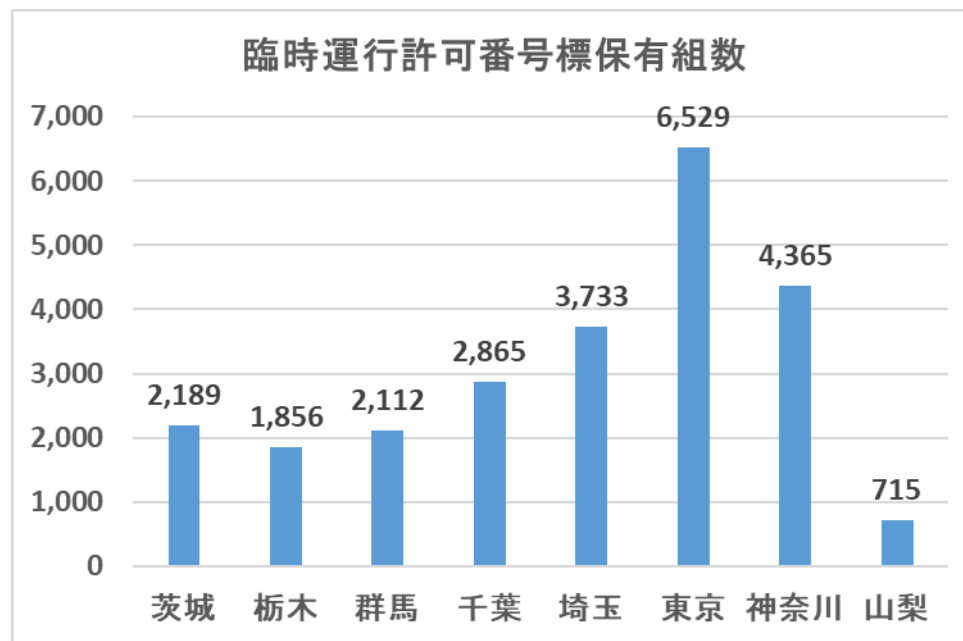
2. 臨時運行許可事務について

2-1. 臨時運行許可番号標保有組数

設問: 臨時運行許可番号標の保有組数について記入してください(※調査書記入日現在)

- 関東運輸局管内において臨時運行許可の指定を受けた市区町村の臨時運行許可番号標の各都県別総保有組数を以下に示す。

都県	組数(組)
茨城県	2,189
栃木県	1,856
群馬県	2,112
千葉県	2,865
埼玉県	3,733
東京都	6,529
神奈川県	4,365
山梨県	715
合計	24,364



2. 臨時運行許可事務について

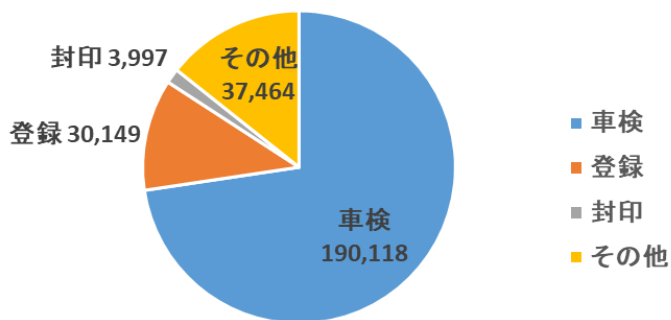
2-2. 運行目的別臨時運行許可件数

設問: 令和4年度における臨時運行許可件数について、運行の目的ごとに件数を記入してください。

➤ 関東運輸局管内における運行目的別臨時運行許可件数を以下に示す。

	茨城	栃木	群馬	千葉	埼玉	東京	神奈川	山梨	合計
車検	24,134	16,179	18,110	29,498	37,428	32,001	27,335	5,433	190,118
登録	3,868	1,871	1,630	3,152	5,153	4,805	9,125	545	30,149
封印	331	196	163	398	331	1,574	626	74	3,997
その他	3,396	1,728	1,744	4,454	5,956	10,297	8,760	1,129	37,464
合計	31,729	19,974	21,647	37,502	48,868	48,677	45,846	7,181	261,728

運行目的ごとの許可件数(全都県総計)



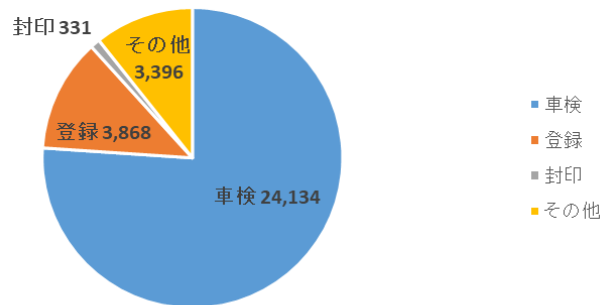
2. 臨時運行許可事務について

2-2. 運行目的別臨時運行許可件数

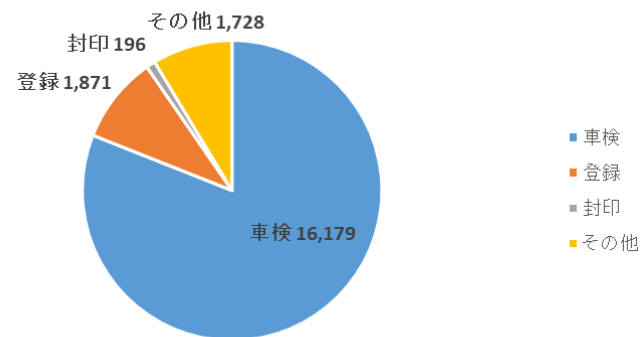
設問: 令和4年度における臨時運行許可件数について、運行の目的ごとに件数を記入してください。

➤ 各都県別の運行目的別臨時運行許可件数を以下に示す。

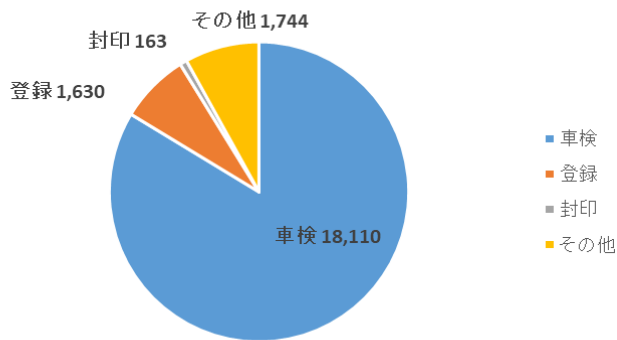
運行目的ごとの許可件数(茨城)



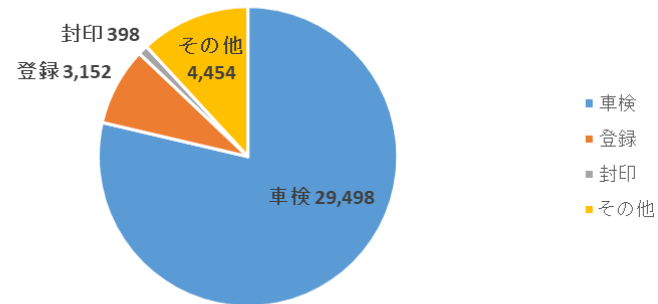
運行目的ごとの許可件数(栃木)



運行目的ごとの許可件数(群馬)



運行目的ごとの許可件数(千葉)

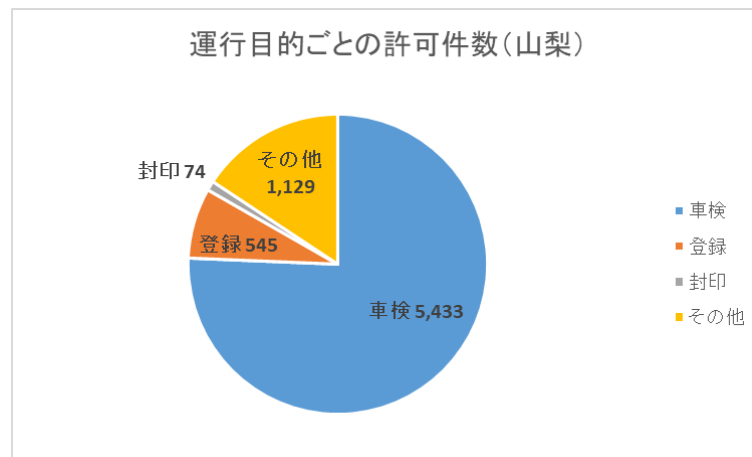
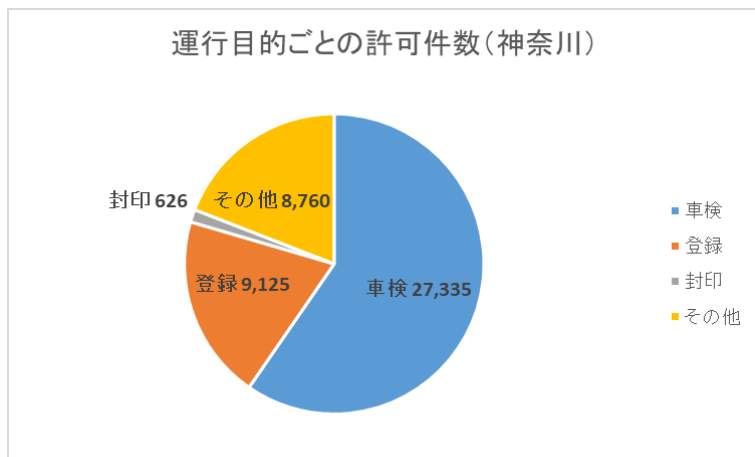
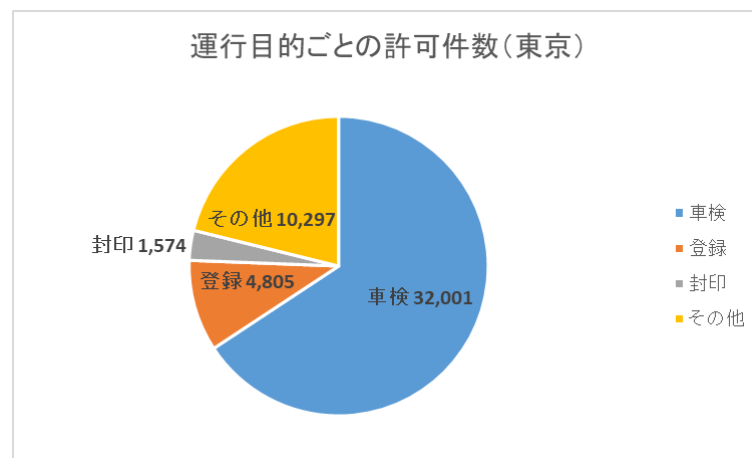
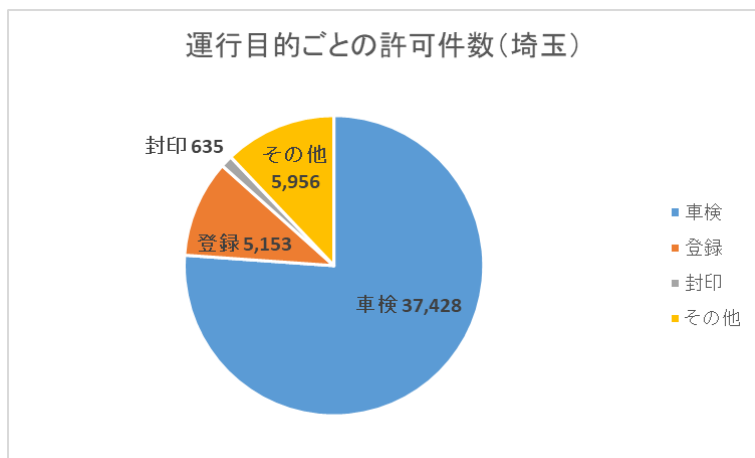


2. 臨時運行許可事務について

2-2. 運行目的別臨時運行許可件数

設問: 令和4年度における臨時運行許可件数について、運行の目的ごとに件数を記入してください。

➤ 各都県別の運行目的別臨時運行許可件数を以下に示す。



2. 臨時運行許可事務について

2-2. 運行目的別臨時運行許可件数

設問: 令和4年度における臨時運行許可件数について、運行の目的ごとに件数を記入してください。

➤ その他の運行目的としては概ね以下のとおり(抜粋)

- 販売、輸出、修理、整備、廃車、解体のための回送
- オークション会場への回送
- 試運転
- 商品車の展示
- 商品車の回送
- 番号変更(盗難・遺失)、同番への交換(毀損・汚損)

➤ 考察

- 全ての都県において、車検を目的とした許可件数が最も多かった。
- 東京、埼玉、神奈川においては登録申請を目的とした許可件数が他県よりも多く、神奈川においては東京よりも倍近い許可件数であった。
- 東京、神奈川においては車検以外を目的とした許可件数の割合が他県よりも多かった。

2. 臨時運行許可事務について

2-3. 運行目的確認方法（申請書記入を除く）

設問:「運行の目的」の確認方法について、申請書への記入のほか、申請者への聞き取りや自動車検査証の確認など、実施事項について記入してください。(※調査書記入日現在)

➤ 運行目的の確認方法としては以下のとおり(抜粋)

- 申請者への口頭による聞き取り
- 市外居住の申請者への口頭による聞き取り(なぜ敢えて当市で借りる必要があるのか)
- 記入された申請目的が不明瞭(「回送」とだけ記入等)な場合は口頭確認
- 自動車検査証の確認

➤ 考察

- 口頭による聞き取り、自動車検査証の確認といった回答が多かった。
- 当該市町村外居住者への臨時運行許可は、許可証及び番号標の期日までの返納がなかった場合の回収ハードルが高いことから、申請段階で慎重な対応をとる傾向が見られた。

3-1. 返納期間があることのご案内

設問: 返納期間があることについて貸与申請時に案内を行っている場合は、実施事項について記入してください。また、窓口での案内以外にホームページ等への記載等がありましたら記入してください。(※調査書記入日現在)

➤ 返納期間があることのご案内実施事項は以下のとおり(抜粋)

- 交付時に返納期日を案内している。また、ホームページ上でも掲載している。
- 許可証に有効期間および「(赤文字で)使用後5日以内に返却してください」の記載をしている。
- 貸与申請時にチラシを配布し、返納期限を周知している。許可証及び番号標の返納についてホームページに掲載している。

➤ 考察

- 多くの市区町村が許可時に口頭で返納期間の説明を行い、ホームページへ返納期限に関する掲載も行っていった。

3-2.理由別返納義務違反件数

設問：令和4年度における臨時運行許可の有効期間が満了した日から5日以内に返納されなかった件数について、理由毎に記入してください。

➤ 理由毎の返納義務違反件数(都県別)を以下に示す。

	茨城	栃木	群馬	千葉	埼玉	東京	神奈川	山梨	計
紛失	57	34	38	37	28	26	51	11	282
盗難	1	0	0	1	0	0	5	0	7
遅滞	5,338	3,954	3,086	5,864	8,150	7,021	9,474	681	43,568
その他	7	2	0	254	25	662	186	1	1,137
計	5,403	3,990	3,124	6,156	8,203	7,709	9,716	693	44,994

➤ その他の理由として挙げられていたものを以下に示す。(抜粋)

- 未返納であり、確認中のため不明。
- 番号標を他市町村に誤って返却したとのこと(該当市町村に確認を依頼したが返信がいただけていない)。
- 分析・把握等していないため不明。

3-3. 期間別返納義務違反件数

設問：令和4年度における臨時運行許可の有効期間が満了した日から5日以内に返納されなかった件数について、返納がなかった期間ごとの件数を記入してください。（令和4年度に貸与し、5年度に返却も含む。）

➤ 期間毎の返納義務違反件数(都県別)を以下に示す。

	茨城	栃木	群馬	千葉	埼玉	東京	神奈川	山梨	計
2週間	3,729	2,957	2,103	4,530	5,780	5,094	6,812	506	31,511
1カ月	762	735	466	970	1,424	1,185	1,777	146	7,465
6カ月	300	229	209	477	931	626	1,060	30	3,862
1年未満	33	11	10	35	77	44	211	4	425
1年以上	23	8	7	37	68	92	132	3	370
計	4,847	3,940	2,795	6,049	8,280	7,041	9,992	689	43,633

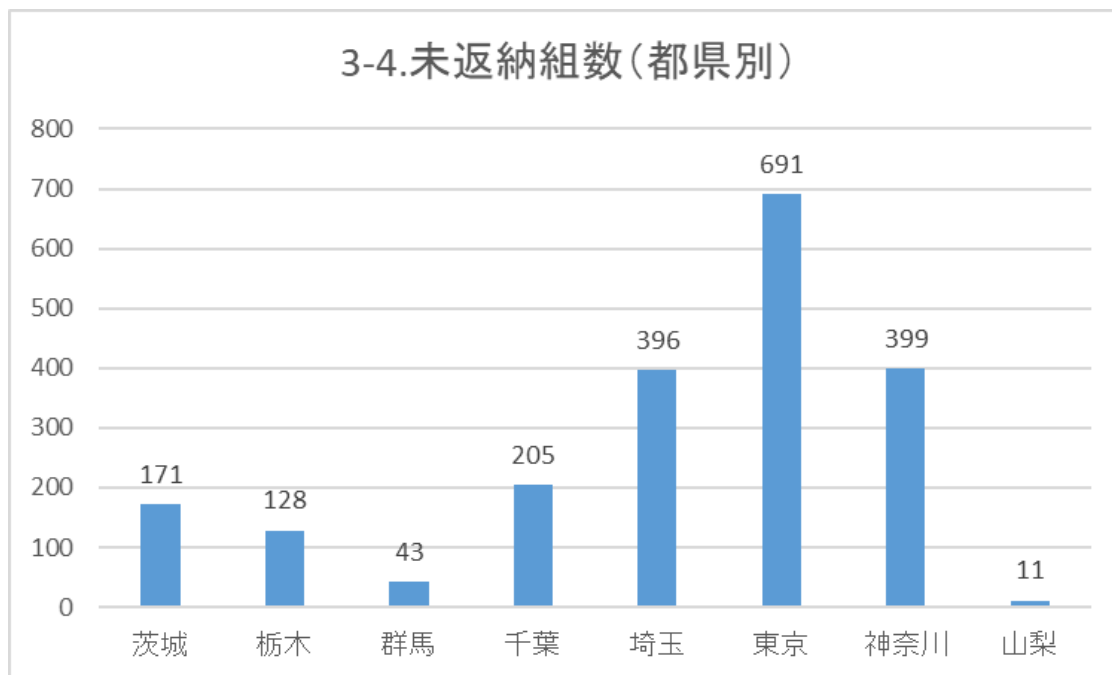
※ 3-2および3-3の各都県毎の合計件数は一致する想定であったが、理由毎の件数、期間毎の件数どちらか(ないしは両方)を積算・把握していない市区町村もあったことから必ずしも一致しない。したがって、実態としては3-2、3-3ともにより多くの件数となっていると考えられる。

3-4.未返納組数

設問:未返納となっている組数について記入してください。(※調査書記入日現在)

➤ それぞれの各都県別の組数を以下に示す。

	茨城	栃木	群馬	千葉	埼玉	東京	神奈川	山梨	計
未返納組数	171	128	43	205	396	691	399	11	2,044

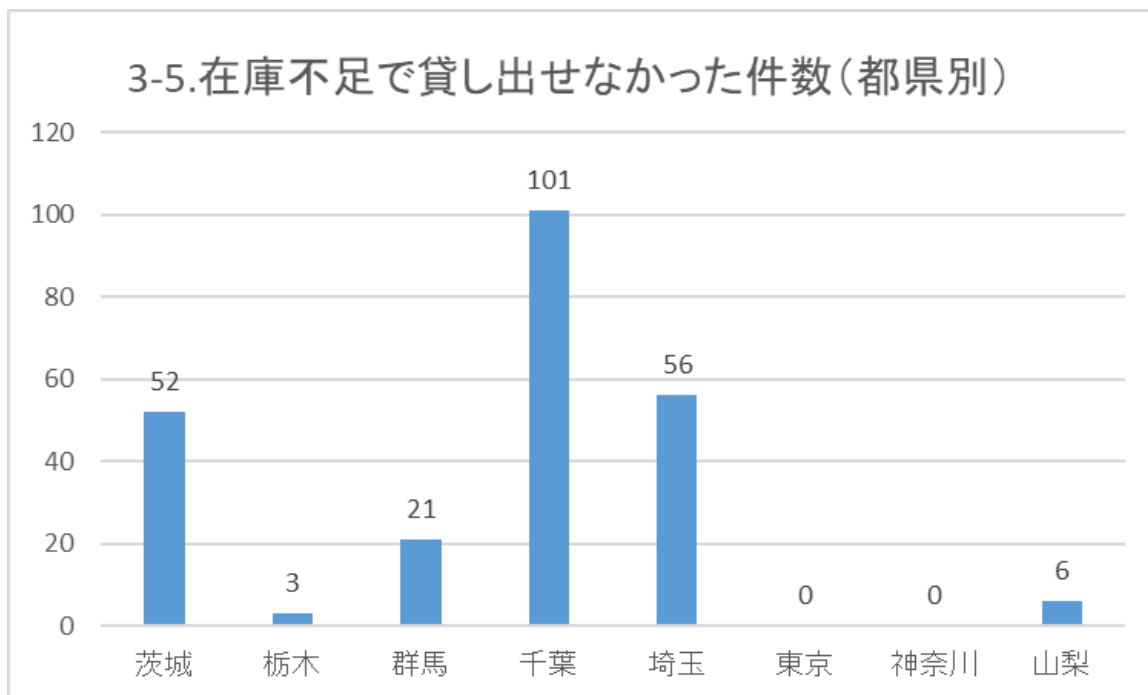


3-5. 貸出し出来なかった件数

設問: 令和4年度における在庫不足で貸出しできなかった件数を記入してください。

➤ それぞれの各都県別の件数を以下に示す。

	茨城	栃木	群馬	千葉	埼玉	東京	神奈川	山梨	計
貸出し出来なかった件数	52	3	21	101	56	0	0	6	239

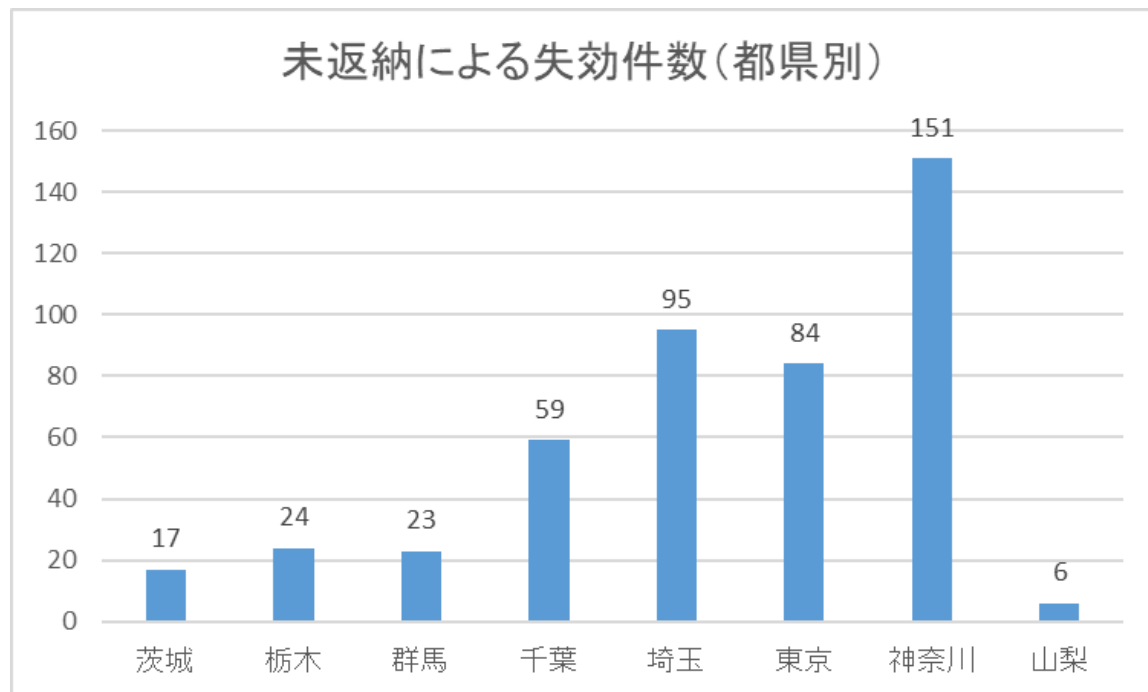


3-6. 失効した件数

設問: 令和4年度における未返納により失効した件数について記入してください。

➤ それぞれの各都県別の件数を以下に示す。

	茨城	栃木	群馬	千葉	埼玉	東京	神奈川	山梨	計
失効した件数	17	24	23	59	95	84	151	6	459



3-7. 期間別返納義務違反者対応方法

設問: 期日までに返納されない場合の対応について、下記の対応を実施する時期について選択してください。(1週間後、1ヶ月後、1年後、実施していない等)(※規定等があればその時期、または令和4年度実績)

➤ それぞれの実施時期における対応件数を以下に示す。

	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	半年以内	1年以内	1年超	未実施	違反事例なし	その他
電話による督促	31	68	83	71	14	9	3	0	4	11	4
督促状の送付	1	9	27	82	65	18	5	3	62	23	3
訪問による督促	0	0	4	17	41	32	15	2	139	40	8
催告書の送付	1	3	3	19	46	36	8	2	128	50	2
訪問による催告	0	0	2	8	23	22	13	4	172	51	3
失効の告示	0	0	0	4	19	31	43	36	83	66	16
警察への告発(相談含)	0	0	0	3	12	17	20	11	152	75	8

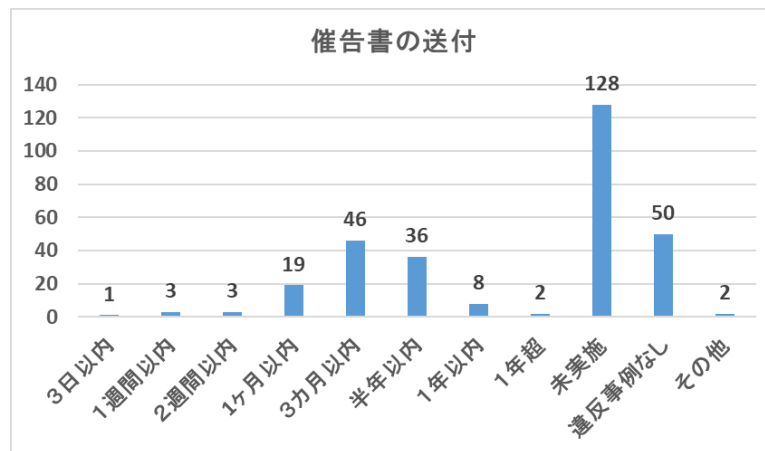
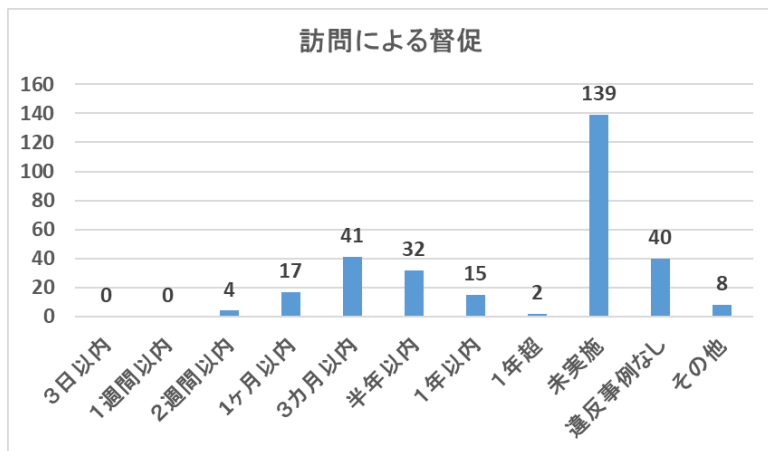
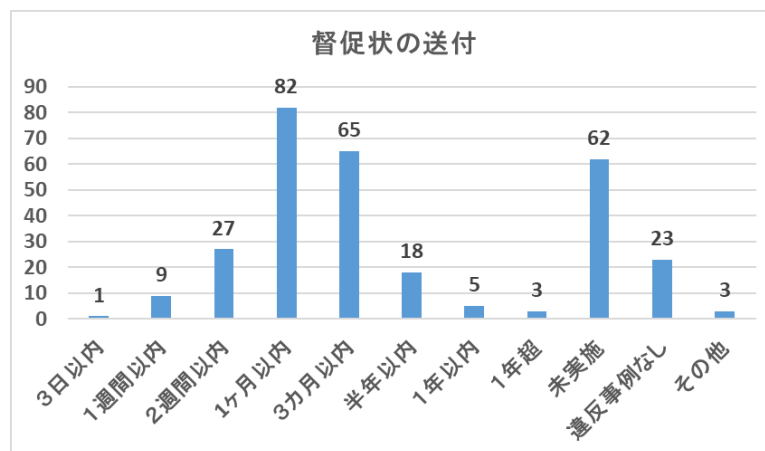
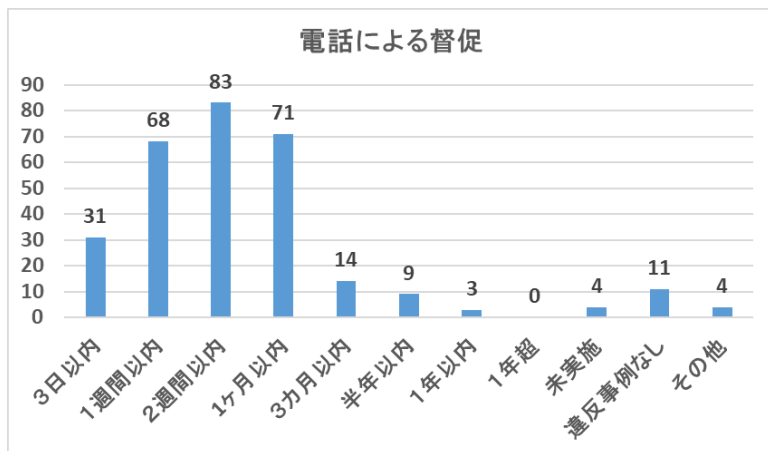
➤ その他の対応実施として挙げられていたものを以下に示す。(抜粋)

- 電話、督促状を複数回送付しても何も連絡が取れない、返納がない場合は親族への連絡も検討する。(事例1度あり。)
- ・閉庁後など、申請者やその家族が在宅の可能性が高い時間帯を狙って訪問している。

3-7. 期間別返納義務違反者対応方法

設問: 期日までに返納されない場合の対応について、下記の対応を実施する時期について選択してください。(1週間後、1ヶ月後、1年後、実施していない等)(※規定等があればその時期、または令和4年度実績)

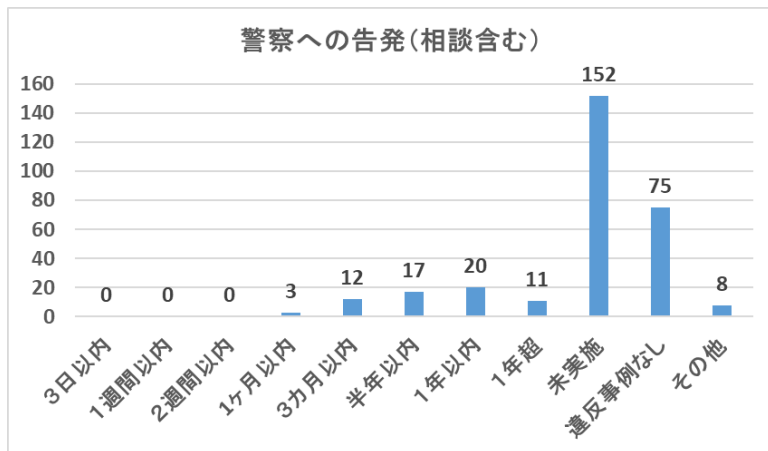
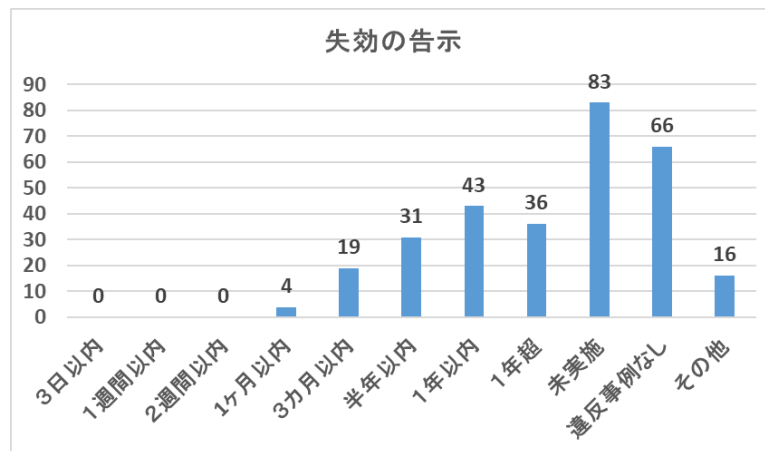
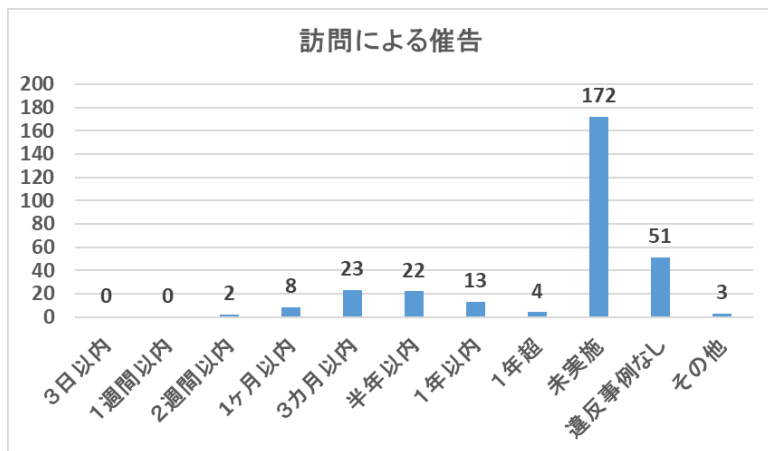
➤ 対応方法別の実施時期における対応件数を以下に示す。



3-7. 期間別返納義務違反者対応方法

設問: 期日までに返納されない場合の対応について、下記の対応を実施する時期について選択してください。(1週間後、1ヶ月後、1年後、実施していない等)(※規定等があればその時期、または令和4年度実績)

➤ 対応方法別の実施時期における対応件数を以下に示す。



➤ 考察

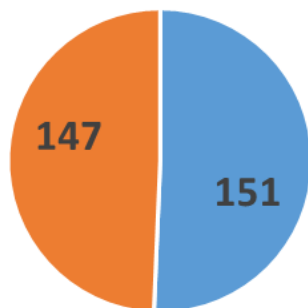
- 電話や督促状・催告書の送付による対応が多い一方で、訪問による督促・催告は未実施とする自治体がほとんどであった。
- 他の業務に追われていたり、未返納者の在宅時に訪問する関係上、閉庁後等の業務時間外での対応となり負担となることから、訪問対応には消極的になってしまうと考えられる。

3-8. 臨時運行許可番号標の回収規定

設問: 未返納の番号標の回収について規定または策定されていますか。(有・無)

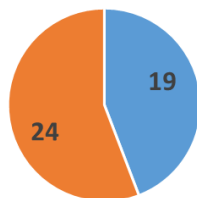
➤ 回収規定の策定状況を以下に示す。

全都県総計

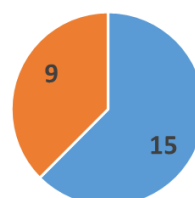


■ 有 ■ 無

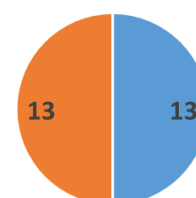
茨城



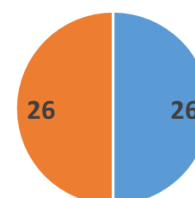
栃木



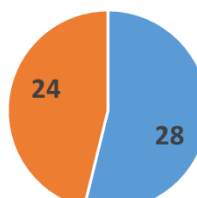
群馬



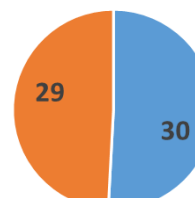
千葉



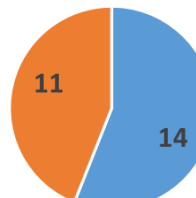
埼玉



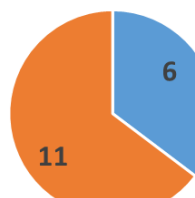
東京



神奈川



山梨



➤ 考察

- 概ねほぼ過半数の自治体が回収規定を策定している。
- 保有組数や許可件数が少なく、未返納がほとんどない小規模自治体では規定されていないところが多かった。

4. 臨時運行許可制度への意見・要望

4. 臨時運行許可制度への意見・要望

設問: 臨時運行許可事務に関して、ご意見・ご質問等ありましたら記入してください。

➤ 意見・要望として寄せられていたものを以下に示す。(抜粋)

◆ 要望事項

- 臨時運行許可事務に関する研修を開催して欲しいです。
- 「自動車の臨時運行の許可事務の取扱い及びQ&A」について最新版を作成してほしい。最終発行が「令和元年版」で時間が経過してしまっているため。
- 地元陸運局から電子車検証の案内等がなく、近隣市からの問い合わせで初めて車検証が電子化されることを知ったため、事務処理等に影響があるものについては早めに案内等いただけると助かります。

◆ 改善事項

- 延滞を繰り返す方には罰則を厳しくするなど、ペナルティを科すなどお考えいただきたい。
- 市民および市内事業者へのみの許可事務が最も合理的と思う。町および村を含めた全自治体において、臨時運行許可事務を担うように強制していただきたい。
- 陸運局の電話が繋がりにくいので、市町村からの問い合わせ専用回線を準備してほしい。

◆ 質問事項

- 未返納の番号標の回収に関する法的根拠や国の規則などがあれば、ご教示いただきたい。
- 同じ自動車業者による申請→返納遅滞が常態化しており、こういった業者からの申請を断る方法や、法の罰則規定に基づく告発の事例があればご教授いただきたいです。